

富士宮市物品購入等契約約款

(最終改正令和7年10月1日)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、物品購入等契約（物品売買契約及び製造の請負契約をいう。以下「契約」という。）に関し、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、法令を遵守し、契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書及び仕様書等に従って目的物を納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
(権利の譲渡等)

第2条 受注者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
(特許権等の使用)

第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を過失なく知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(納品)

第4条 受注者は、目的物を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。

(検収)

第5条 受注者は、目的物を納入するときは、発注者の検収を受けなければならない。

2 前項の検収に必要な費用及び当該検収の際の変質、消耗又は毀損した目的物に係る損失は、受注者の負担とする。

(取替え又は手直し)

第6条 受注者は、納入した目的物の全部又は一部が前条第1項の検収に合格しないときは、直ちにこれを適正な品と取替え、又は手直しを行い、発注者の検収を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の検収について準用する。

(値引き検収)

第7条 発注者は、第5条第1項又は前条第1項の検収の際に、目的物に僅少の不備の点があっても、使用上支障がないと認めるときは、契約金額から相当額を減額してこれを採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第8条 目的物の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその目的物は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた目的物についての損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第10条 発注者は、納入された目的物に関し、第8条の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約

不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、目的物の納入の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 納入された目的物の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第11条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約の内容を変更し、又は目的物の納入を一時中止させることができる。

第12条 受注者は、天災その他その責めに帰さない理由により、契約を履行することができなくなったときは、その理由を記載した書面により、発注者に対し契約の変更を申し出なければならない。

2 発注者は、前項の規定による申出があった場合において、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、当該契約を変更することができる。

(天災その他の不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第14条 受注者は、目的物の納入が完了し、かつ、発注者の検収に合格したとき又は第7条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、履行が完了するまでの間は、第16条各号又は第17条各号に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者が協議して決める。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

(1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する

見込みが明らかにないと発注者が認めるとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検収の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がな

れないとき。

(4) 前3号のほか、受注者が法令等又は契約に違反した

とき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して契約代金債権を譲渡した

とき。

(2) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過した時。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同

じ。)又は暴力団員等(富士宮市暴力団排除条例(平成24年富士宮市条例25号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

- (7) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ アからエまでに規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (8) 受注者又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

- (9) 第19条又は第20条第1項の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は第17条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽

微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により発注者が目的物の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

- (2) 第11条の規定により発注者が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が3分の2以上減少したとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除される場合に準用する。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条第1項に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に目的物を納入することができないとき。

- (2) この目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第16条各号又は第17条各号の規定により、この契約が解除されたとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第1項各号がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

3 第1項第1号の額は、その期限の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、契約金額の額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下単に「財務大臣が決定する率」という。)により計算した額とする。

4 前項の遅延利息の算定の基礎となる遅滞日数については、発注者が約定の時期までに検収をしないときは、その時期を経過した日から検収をした日までの日数は、算入しない。

5 前項の規定は第6条第1項の規定により、取替え又は手直しのためにする第1回の指定日数についても同様とする。

6 前2項の遅延利息の算定の基礎となる遅滞日数には、検収に要した日数を算入しない。

7 第16条各号又は第17条各号の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属す

る。

8 第16条各号又は第17条各号の規定により契約を解除された受注者が、契約保証金の納付を免除された者であるときは、その免除された契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。この場合において、分割納入し発注者の検収に合格した目的物があるときは、契約金額から分割納入した目的物の契約金額相当額を控除した金額の契約保証金に相当する額を違約金とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第23条 受注者は発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第19条又は第20条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約が終了した後についても適用する。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、契約の履行に当って個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富士宮市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年富士宮市条例第29号）を遵守しなければならない。

(相殺)

第26条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。この場合においてなお不足があるときは、これを追徴する。

(補則)

第27条 契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又は契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約の効力)

第28条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書の定める年月日より効力を有するものとする。